

番 号 : 130801

国 名 : ラオス

担当部署 : ラオス事務所

案件名 : コミュニティ・イニシアティブによる初等教育改善プロジェクトフェーズ2 (地方教育行政)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 地方教育行政
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年9月上旬から2013年11月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 1.30M/M、合計 1.80M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
7日	39日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 8月28日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
 - 1) 業務方針の的確性 6点
 - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
 - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - 1) 類似業務^{注1)}の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域^{注2)}での業務経験 8点
 - 3) 語学力^{注3)} 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

注1) 類似業務 : 教育行政に関する各種業務

注2) 対象国/類似地域 : ラオス/全世界 (本邦含む。)

注3) 語学の種類 : 英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ラオス政府は2020年までに後発開発途上国からの脱却を目標とし、教育の普及・改善を貧困の根本的解決に向けた優先事項の一つとして位置付けている。教育・スポーツ省 (MOES) は2015年までに「万人のための教育 (EFA)」を達成すべく、「公平性とアクセス」、「質と妥当性」、「教育行政とマネジメント」を3本柱とした教育改善に積極的に取り組んでいる。これにより、近年、初等教育の純就学率 (2001年80.0%から2010年に92.7%) や成人識字率 (2001年68.7%から2005年に72.7%) は、国家平均値としては着実に改善されてきたものの、都市部と農村部の教育格差は依然として大きく深刻な課題となっている。この背景には、貧困に起因する課題 (教育の重要性に対

する認識の低さ、季節労働、児童労働等）に加え、教員数の絶対的不足、教員の資質・能力の低さや、学校施設の不備、教材・教具不足などの多くの課題がある。同時に、これら課題に取り組むための教育行政の能力も中央・地方ともに不十分で、必要な予算の確保も厳しいため、特に農村部の小学校では、保護者や寺院といった地域社会からの財政支援を受けて学校運営を行っている小学校も多い。これに対し、MOESは各村に村落教育開発委員会（VEDC）を設置し、コミュニティの参画に基づく学校改善を促している。

こうした背景の下、JICAは2007年から4年間、学校運営へのコミュニティの参画を通じた初等教育の改善を目標に、純就学率がとりわけ低い南部3県（サラワン県、セコン県、アッタプー県）の6郡90校を対象とした技術協力プロジェクト「南部3県におけるコミュニティ・イニシアティブによる初等教育改善プロジェクト」（以下、フェーズ1）を実施した。フェーズ1では、VEDCを主体とした学校改善計画（SDP）の策定・実施・レビューに係る一連のプロセスの導入を支援し、対象校における学習環境や教育指標の飛躍的な改善を達成した。この実績をMOESのみならず開発パートナーが高く評価した結果、フェーズ1の知見・手法はラオスにおける学校の質基準（EQS）及び全国統一の学校向け研修（EQS研修）モジュールに反映され、全国に普及されることが政策として掲げられている。他方、全国普及に際しては、MOESの明確かつ強いリーダーシップの下で戦略的な計画が策定・提示され、それに基づき、県教育・スポーツ局（PESS）や郡教育・スポーツ事務所（DESB）といった地方教育行政機関が主体となって取り組む必要があり、関係機関・関係者の一層のマネジメント体制・能力の強化が求められている。

これを踏まえ、ラオス政府からの要請を受けて、①MOESによるPESS及びDESBへの研修・指導能力の強化と、②PESS及びDESBによる、小学校やVEDCに対する支援能力、地域の教育課題への対応能力、支援方法や課題を教育開発計画に反映させる能力の強化を目的に、JICAは2012年9月から4年間の予定で、「コミュニティ・イニシアティブによる初等教育改善プロジェクトフェーズ2」（以下、本プロジェクト）を実施している。本プロジェクトはMOESをC/P機関として、南部4県（サバナケット県、チャンパサック県、サラワン県、セコン県）の10郡を対象地域とし、現在、2名の長期専門家（チーフアドバイザー／政策・研修計画、業務調整／教育分析）が現地で活動している。本専門家は、PESS及びDESBが策定する教育開発計画、並びに、学校が策定するSDPについて、ラオス側関係者の能力強化を図りつつ、特に予算計画部分の質を改善させることを目的に派遣される。

7. 業務の内容

本業務は、対象地域のPESS及びDESBの予算計画の質を改善させるべく、PESS及びDESBにおけるC/P（主に予算担当者）が、策定済みの「教育分析・教育開発計画立案ハンドブック」に基づき、SDPとの整合性を確保した教育開発計画を策定できるようになるとともに、計画に基づく予算折衝を実施するための知識・手法を身に付けるべく、必要な技術的指導を行うことを目的とします。なお、本業務従事者には、他の専門家との役割分担の上で、対象10郡のうち3郡を担当する予定です。

具体的な業務内容は以下のとおりです。

- (1) 国内準備期間（9月下旬～10月上旬）
 - ア 本プロジェクトの専門家と連絡を取り、事前に関連資料等を入手して情報収集・分析を行いつつ、取り組むべき課題等を整理する。
 - イ ワークプラン（英文）を作成し、JICA人間開発部に提出する。
- (2) 現地派遣期間（10月中旬～11月下旬）
 - ア 現地業務開始時にJICAラオス事務所にワークプラン（英）を提出し、業務計画の確認を行う。
 - イ 以下の事項について、担当地域のPESS及びDESBのC/Pに助言・指導しつつ、業務を行う。
 - ア) 2013年5～6月にC/Pに対して共有済みの「教育分析・教育開発計画立案ハンドブック」の内容と整合するように、PESS及びDESBによる2013-14年度の教育開発計画（特に予算計画部分）の策定に対して技術指導を行う。
 - イ) 対象校（各郡10校程度）から提出されるSDPの中で示されているDESBへの申請事項を教育開発計画に盛り込むための技術指導を行う。

- ウ) DESBが郡庁と、PESSが県庁と、それぞれ予算折衝を行うに必要な知識・手法を身に付けるための技術指導を行う。
 - エ) 担当郡内全校（各郡70校程度）から提出される教育統計資料について、データの妥当性をチェックする。
 - オ) アからエの活動結果を踏まえ、既存の「年次予算計画策定（ACSEP）ハンドブック」の内容を見直し、必要に応じて提言をまとめる。
 - ウ) 現地業務結果をまとめた現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P、本プロジェクト、監督職員に提出・報告する。
 - エ) 専門家業務完了報告書案（和文）を作成し、本プロジェクト及び監督職員に提出・報告する。
- (3) 帰国後整理期間（11月下旬）
- ア) 必要に応じて本プロジェクトの専門家と連絡を取りつつ、専門家業務完了報告書（和文）を完成させる。
 - イ) 専門家業務完了報告書（和文）をJICA人間開発部へ提出し、活動内容について報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

英文4部（C/P、本プロジェクト、監督職員、JICA人間開発部に各1部）

(2) 現地業務結果報告書

英文4部（C/P、本プロジェクト、監督職員、JICA人間開発部に各1部）

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部（本プロジェクト、監督職員、JICA人間開発部に各1部）

なお、上記成果品の提出は、簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒バンコクもしくはハノイ⇒ビエンチャン⇒バンコクもしくはハノイ⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2013年10月13日～11月20日を予定しています。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー／政策・研修計画（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／教育分析（長期派遣専門家）

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舍手配

あり

- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供
教育・スポーツ省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- 1) 本件に係る資料は、JICA人間開発部基礎教育第1課（03-5226-8316）にて閲覧できます。

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
- 2) 業務上、ラオス語によるコミュニケーション能力を有することが望ましい。

以上